



みくには
ハートに愛

みく に 便 り

4月1日より育児介護休業法の改正があります。

近日中に就業規則の改訂等のご案内を予定しております。宜しくお願致します。また、別紙（号外）でChatworkのご案内を致します。ご検討下さい。

2025年3月1日発行

連絡先：〒371-0014 群馬県前橋市朝日町三丁目 12 番 20 号

電話：027-243-5600 FAX：027-224-4393

URL：<http://www.e-392.com>

当社HPでは新聞掲載コラム（バックナンバー）や各種セミナーのご案内を随時発信しています。



令和7年度の雇用保険料率のご案内

厚生労働省は、令和7年度の雇用保険料率の案内を公開しました。令和5年4月～令和7年3月までの保険料から0.1ポイント引き下げとなりました。令和5年度以来の変更となります。ご注意ください。

< 令和7年度の雇用保険料率 >

（赤字は変更部分）

負担者 事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険 二事業の 保険料率	①+② 雇用保険料率
	一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	7/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000

（枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率）

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

令和7年度の協会けんぽの保険料率は3月分（4月納付分）から改定されます

	令和7度	↑：引上げ ↓：引下げ	令和6度		令和7度	↑：引上げ ↓：引下げ	令和6度
群馬県	9.77%	↓	9.81%	千葉県	9.79%	↑	9.77%
茨城県	9.67%	↑	9.66%	東京都	9.91%	↓	9.98%
栃木県	9.82%	↑	9.79%	神奈川県	9.92%	↓	10.02%
埼玉県	9.76%	↓	9.78%	山形県	9.75%	↓	9.84%

※40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）はこれに全国一律の介護保険料率（1.59%）が加わります。介護保険料率も1.60%から1.59%に改定されます。～協会けんぽHPより～